

高十一月十日より午後、休終時同を廢止劇の歩増を
付することを発表。

十一月三日

牛島貞四郎退職者の拒絶者八名 外二名(最初と後)
いし中途止めたる此等 二名は他職より会社へ戻り
たれん疑を蒙り会社へ戻り能はじもの(以上十四名
に解任者も通知す)高同日 解任者高田と退職者若
金を支給するより直ぐ本社する豫告がたると出頭せざ
(この中皆会社より十四名の對する手書は 解任者身より
二十日 退職者同金内規)十一月三日 内二名は
職を申し出たれば 貞貞の意味にて十五分支給
十一月十日 大行内諸君の辭表提出はつり十五分

外務の資金支給

十一月十日 疎留職工全部出勤四名のみ 就業他
は就業也す 会社は 十一月十一日より十九日迄は再一度
休業を發表す 日給は給与せず

疎留者いし中隊團に加入する者九名

十一月十四日 四名の付まらぬ山頂拒絶の理由を正したる
し 会社側は重役会隊の維持結果としてその理由を声明
せし 傍に職工は高田の二名も立つ

十一月より減給を宣告する期間より月同

会社側へ示す此の日の能く度は絶対の職工の要求
も入らば若し職工 就業せざる時は会社を以て閉鎖する
高田意向を以て 職工中隊團本部を方向として不在